大潟村森林整備計画書

計画期間　自：令和　５年４月　１日
　　至：令和１５年３月３１日

（令和７年５月変更）

秋　田　県
大　潟　村

市　町　村　位　置　図

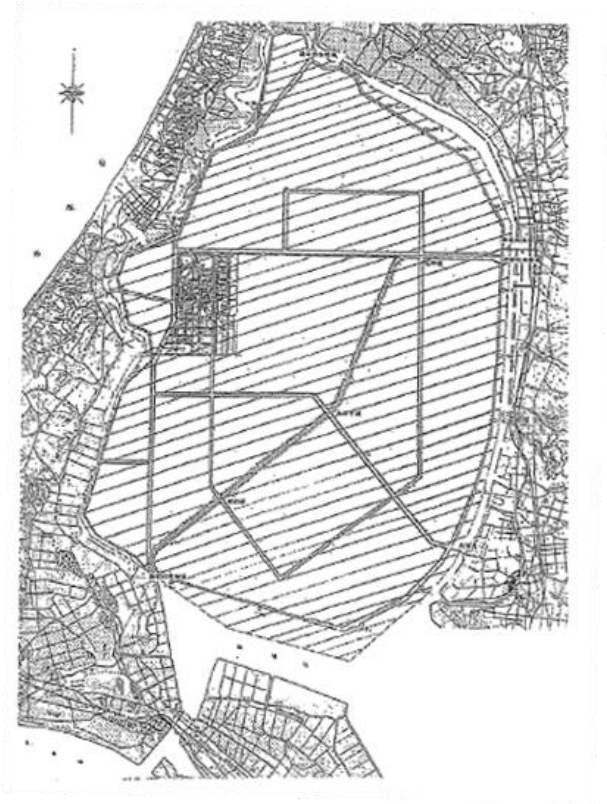

凡　例	
━・・━・	市町村界
═══	主要道路

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
1　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　森林の整備に関する事項
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・　2
1　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
1　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
2　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・　4
4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
5　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・　5
2　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・　6
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　6
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・　7
3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・　7
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　7
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・　7
4　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・　8
1　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・　8
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・　8
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・　8

４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・　８
１　効率的な森林施業を推進するための作業路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・　８
３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第８　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・　８
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・　９
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・　９
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第２　森林病害虫等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・　９
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・１０
３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・１０
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項
１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・１１
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・１１
４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・１１
５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・１１
６　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本村は、秋田県の西側ほぼ中央にある男鹿半島の付け根に位置し、北は三種町、南は潟上市、東は八郎潟町に接し、県都秋田市には40～50㎞圏内にある。

本村の総面積は17,011haで、約2.2%を占める森林は、昭和41年に「防災林整備事業」として着手し、風害から農地、住宅等を防備することを目的に設置されている。

また、本村の民有林面積は369haで、100%人工林である。その全てが村有林であることから村により維持管理に努めてきたが、造成開始から50年以上を経て、これまで数度にわたる台風被害によって林帯の決壊、欠損が進んできたことから、保全効果をさらに高めていくため、平成8年に防風保安林として指定され、治山事業等により防風林の造成が図られている。

森林の有する公益的機能及び多面的機能の重要性は年々高まってきているため、保安林の指定施行要件を踏まえながら、適切な森林整備の推進を図ることが重要である。

２　森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては､森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとし､各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

①快適環境形成機能

樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

②生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

①快適環境形成機能

住民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等

に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

②生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の成育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

地域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、村、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均生長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地　域	樹　　種		
	アカマツ	クロマツ	広葉樹
全　域	４０年	４０年	２５年

※　なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではありません。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本村の森林は全て、防風保安林であるため、当該指定施行要件に従うものとする。

３　その他必要な事項

特になし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

（１）　人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。

なお、次の樹種以外を植栽使用とする場合は、林業改良指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとする。

区分	樹種名	備考
針葉樹	クロマツ	
広葉樹	ケヤキ	
広葉樹	ハンノキ	
広葉樹	ヤチダモ	
広葉樹	ハルニレ	

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な方法

・人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
針葉樹	密仕立て	２，５００～３，０００
広葉樹	粗仕立て	１，０００

（注）マツ類を植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。

イ　その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用に努める。

区　　分	標　準　的　な　方　法
地拵えの方法	伐採木や枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮するものとする。 また、雑草の繁茂の抑制や土壌の理学性を良好にするために耕転を行うものとする。
植付けの方法	既往の根付け方法を勘案して根付け方法を定めるとともに、適期に根付けるものとする。 広葉樹については、１ｍ程度の小苗を使用することし、風

	による動揺がないように根付けるものとする。
植 栽 の 時 期	３月～６月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した（１０月～１１月）に行うものとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

保安林であることから、当該指定施業要件に従うものとする。

２　天然更新に関する事項

該当なし

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

a　種子を供給する母樹が存在しない森林

b　有用天然木※の稚樹の育成が期待できない森林

c　面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※有用天然木とは、Ⅱ　第２　２－（１）に定める樹種

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

Ⅱの第２の１（１）による。

イ　天然更新の場合

該当なし

（２）　生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が５年生時点でⅡの第２の２（２）アに定める期待成立本数とする。

５　その他必要な事項

特になし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

該当なし

２　保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととする。

また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

（ア）保育の種類は、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちとし、次のとおりとする。

（イ）保育の標準的な方法については、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、時期、回数、標準的な方法については、次により適切に実施するものとする。

・保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹　種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	21 25		
下　刈	マ　ツ	回 4	4	4	4	4	1	1							植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は６～７月頃を目安とする。	
除　伐	マ　ツ									1		1			造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 実施期間は８～１０月頃を目安とする。	

（注）つる切り、根踏み、雪起こし等については、必要に応じて行う。

３　その他必要な事項

特になし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

（１）水源の涵養の機能の維持管理増進をはかるための森林施業を推進すべき森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

該当なし

イ　施業の方法

該当なし

（２）土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

ア　区域の設定

次に掲げる森林の区域を別表１に定めるものとする。

・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

イ　施業の方法

アに掲げる森林区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐齢期の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表２に定めるものとする。森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業や、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による被層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による被層林施業を推進することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね２倍以上とすることとし、それぞれの森林区域については別表２に定める。

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹局部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な帯水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

該当なし

（２）施業の方法

該当なし

３　その他必要な事項

特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

４　その他必要な事項

特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

４　その他必要な事項

特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための作業路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

２　作業路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３　作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

該当なし

（２）細部路網に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

施設の種類	位　　置	規　　模	対図番号	番号
該当なし				

第８　その必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

特になし

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

該当なし

（２）鳥獣害の防止の方法

該当なし

２　その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）　森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病害虫の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病害虫の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破砕・くん蒸などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等へ転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、現状では被害が確認されていないものの、被害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、監視・連絡体制の強化を図ることとする。

被害状況の監視等については、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注）病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合に等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

特になし

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとし、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先することとする。

なお、ニホンジカやイノシシについては各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカやイノシシに関する情報収集と共有化を図ることとする。

３　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和２６年法律第２４９号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫駆除や造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

５　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（２）その他

特になし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積（ｈａ）						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

※備考覧には制限林の種類別面積を記載する。

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の別及び施業の方法に関する事項

該当なし

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

特になし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

４　森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

該当なし

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

（３）その他

特になし

６　その他必要な事項

（１）秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）に関する事項

森林の整備については、基本的に「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」の森林の区分により、「Ⅰ２森林整備の基本方針」や「Ⅱ　第４公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、森林施業を実施する。

（２）土地の形質変更に当たって留意すべき事項

土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとする。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

【別表１】

区　分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林	1 林班　全小班 2 林班　全小班 3 林班　全小班	369
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班　全小班 2 林班　全小班 3 林班　全小班	369
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表２】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
被層林施業を推進すべき森林	被層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1 林班　全小班 2 林班　全小班 3 林班　全小班	369
	択伐による被層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

参考資料

（１）人口及び就業構造

①　年齢層別人口動態

	年次	総計			０～１４歳			１５～２９歳			３０～４４歳			４５～６４歳			６５歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	22年	(96.8)	1,599	1,619	506	272	234	513	277	236	582	286	296	789	381	408	828	383	445
	27年	(96.6)	1,536	1,574	429	229	200	490	271	219	492	248	244	737	365	372	961	422	539
	R2年	(96.8)	1,500	1,511	351	202	149	529	290	239	373	191	182	798	402	396	960	415	545
構成比（%）	22年	100.0	49.7	50.3	15.7	8.5	7.2	15.9	8.6	7.3	18.1	8.9	9.2	24.5	11.8	12.7	25.8	11.9	13.9
	27年	100.0	49.4	50.6	13.8	7.4	6.4	15.8	8.7	7.0	15.8	8.0	7.8	23.7	11.7	12.0	30.9	13.6	17.3
	R2年	100.0	49.8	50.2	11.6	6.7	4.9	17.5	9.6	7.9	12.3	6.3	6.0	26.5	13.3	13.2	31.8	13.7	18.1

（注）１．資料は国勢調査とする。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。
３．総数の計の（　）内には各年次の比率を記入する。

①　産業部門別就業者数等

	年次	総数	第１次産業				第２次産業		第３次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材･木製品製造業	
実数（人）	17年	2,069	1,612	－	－	1,612	26	－	424
	27年	2,015	1,552	－	－	1,552	34	－	429
	R2年	1,977	1,468	－	－	1,468	45	－	464
構成比（%）	17年	100.0	77.9	－	－	77.9	1.3	－	20.5
	27年	100.0	77.0	－	－	77.0	1.7	－	21.3
	R2年	100.0	74.3	－	－	74.3	2.3	－	23.5

（注）１．資料は国勢調査とする。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とする。

（２）土地利用

	年　次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
				田	畑	樹園地								
							果樹園	茶園	桑園		計	森林	原野	
実　数（ha）	22 年	17,005	8,864	8,782	81	1	1	－	－	－	368	368	0	7,773
	27 年	17,005	9,196	9,075	116	6	6	－	－	－	368	368	0	7,440
	R3 年	17,011	7,863	7,732	129	1	1	－	－	－	369	369	0	8,779
構成比（%）	22 年	100	52.13	51.64	0.48	0.01	0.01	－	－	－	2.16	2.16	－	45.71
	27 年	100	53.92	53.37	0.68	0.04	0.04	－	－	－	2.16	2.16	－	43.75
	R3 年	100	46.22	45.45	0.75	0.01	0.01	－	－	－	2.17	2.17	－	51.61

（注）１．資料は令和３年度版秋田県林業統計とする。
２．「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。
３．「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。

（３）森林転用面積

年　次	総　数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農　用　地	公共用地	その他
年	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha	－ ha
年	－	－	－	－	－	－	－
年	－	－	－	－	－	－	－

（４）森林資源の現況等

①　保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		総面積			人工比率 (B/A)
		面積（A）	比　率	計	人工林（B）	天然林	
総　数		369 ha	100 %	369 ha	369 ha	－	100 %
国有林		－	－	－	－	－	－
公有林	計	－	－	－	－	－	－
	都道府県有林	369	100	369	369	－	100
	市町村有林	－	－	－	－	－	－
	財産区有林						
私有林		－	－	－	－	－	－

（注）１．資料は令和３年度版秋田県林業統計とする。
２．国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
３．官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（　）書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校は市町村有林とする。
４．私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年　次	私有林合計	在（市町村）者面　　積	不在（市町村）者面積		
				計	県　内	県　外
実　数 Ha	年	－	－	－	－	－
	年	－	－	－	－	－
	年	－	－	－	－	－
構成比 %	年	100		(100)	(　)	(　)
	年	100		(100)	(　)	(　)
	年	100		(100)	(　)	(　)

（注）１．資料は農林業センサスとする。
２．年次は公表されている最近３回の調査年次とする。
３．構成比（　）は、不在（市町村）者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積　　（令和５年３月現在）

齢級別区分	総　数	１・２齢　級	３・４齢　級	５・６齢　級	７・８齢　級	９・10齢　級	11齢級以　上
民有林計 人　工　林 天　然　林	369 ha 369	ha	ha	ha	ha	ha	369 ha 369
（備考）							

（注）１．地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として、記入する。
２．備考欄には主要樹種別の面積比率を記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林　家　数				
１　～　３ha	－	１０～２０ha	2	５０～１００ha	－
３　～　５ha	－	２０～３０ha	－	１００～５００ha	－
５　～１０ha	4	３０～５０ha	1	５００ha 以上	－
				総　　数	7

（注）資料は２０２０年世界農林業センサスとする。

⑤ 林道の状況

区　　分	路　線　数	延　　長	林道にかかる利用区域面積	林道密度
国有林林道	－	－ km	－ ha	－ m/ha
民有林林道	－	－	－	－

（５）計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
－	－	－

（注）１．過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
　　２．森林の所在は林小班により表示する。

（６）市町村における林業の位置付け

①　産業別総生産額　（単位：百万円）

総　生　産　額（A）		２０，０８２
内訳	第１次産業	６，８７５
	うち　林　業（B）	１０
	第２次産業	４，８４６
	うち木材・木製品製造業（C）	０
	第３次産業	８，４５３
B＋C／A		０．０５％

（注）１．資料は令和元年度秋田県市町村民経済計算年報とする。
　　２．年次は、結果が公表されている最近のもの。

②　製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	９	３１０	９７，８３７
うち　木材・木製品製造業（B）	０	０	０
B／A	０．０％	０．０％	０．０％

（注）１．資料は２０２０年工業統計表の「地域別統計表」による。
　　２．製造業には、林業が含まれない。
　　３．木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

（７）林業関係の就業状況　　（令和５年３月現在）

区分	組合・事業者数	従業者数	うち 作業員数	備考
森 林 組 合	－			（名称：　　）
生産森林組合	－			（名称：　　）
素材生産業	－			
製　材　業	－			
森林管理署	－			
合　　計				

（８）林業機械等設置状況
該当なし（林業機械器具現況調査）

（９）林産物の生産概況
該当なし（特用林産物生産統計調査）

（１０）その他必要なもの